

政府規制2022年第55号による現物給付対象の税務上の取り扱いまたは適用

定義

- 現物給付とは貨幣以外の財貨の形をした報酬のことである。金銭には小切手、手形、貯蓄残高、電子マネー、又はデジタル財布残高などのものが含まれている。
 - 享受の形態による給付とは、施設やサービスを利用する権利という形の報酬である。譲渡人が受給者に提供するファシリティ及び/又はサービスは、譲渡人がリース及び/又は資金調達した譲渡人の資産又は第三者の資産から調達することができるものである。
2. 地域の決定に基づいて特別の分野で提供される現物及び/又は享受には、従業員とその家族のための施設、インフラストラクチャ、及び/又は職場の設備が含まれる:
 - a. 社宅、住宅を含む
 - b. 保健サービス
 - c. 教育
 - d. 礼拝施設
 - e. 業務用の貨物輸送
 - f. スポーツには、ゴルフ・ボートレース・競馬・グライディング・モータースポーツを含まない。

現物給付に対する所得税の総則

- 現物または享受の立替えまたは補償が所得税の対象である。
 - 業務またはサービスに対する現物及び/又は便益で提供される償還費用または報酬は、雇用主または便益の提供者による課税所得を決定するために、総所得から控除することができ、それらが所得の獲得、徴収および維持のための費用である限り、それらを控除することができる。
3. 法規制省庁によって要求される保安、健康及び/又は従業員の安全に関する要件に関連して業務を遂行する際に雇用者が提供しなければならない現物給付を含む:
 - a. 制服
 - b. 作業安全のための設備
 - c. 従業員の送迎サービス
 - d. 乗組員の宿泊
 - e. 風土病、流感または国内の災害に対処するために受けた現物及び/又は便益（例えば、保健省の規定に基づくパンデミックウイルス検出装置及び/又はワクチンおよびその補助施設）

源泉徴収対象により現物給付の除外

1. 全ての従業員に対する食料品、飲料品及び/又は飲食、以下を含む:
 - a. 事業所において雇用主が提供する食品及び/又は飲食物
 - b. 業務の性質上で言及されている飲食物の提供を利用できない従業員のための食事及び/又は飲料クーポン、マーケティング部門、運輸部門及び/又はその他の外部サービスの従業員を含む。
 - c. 一定の限度値を有する全ての従業員の食料品及び/又は飲料品
4. 国家の歳入・歳出予算、地域の歳入・歳出予算、村の歳入・歳出予算から生み出された、或いは融資された現物給付。

5. 特定のタイプ及び/又は制限のある商品及び/又は現物給付。例えば、祭日休暇の贈答品や、すべての従業員が使用する職場の礼拝施設など。金額、形態等は財務大臣令により定められる。

現時点で調整中の財務省令 (PMK) では、所得税対象として現物給付の種類、及び全ての従業員に対する食品・飲料品形態の現物給付の例外について以下のものが考慮される:

- 報酬の種類及び/又は報酬の価値に基づいた現物給付
- 報酬の受給基準に基づいた現物給付

現物給付の認定

- 市場価格に基づいた現物
- 発生した又は提供者が発行すべきであった費用に基づいた現物給付

現物給付・享受に対する源泉所得税の規制

- 雇用主が2023年1月1日から提供された現物・享受給付に対して源泉所得税を控除することが要求されている。
- 2022年に提供された現物給付が雇用主によって源泉所得税を控除されていない場合、源泉所得税の支払いは独自に計算され、納税される、2022年の個人所得税確定申告の時に報告されなければならない。
- 2022年度については、2022年1月1日より前の事業年度 (例えば2021年10月1日より2022年9月30日までの事業年度) の記帳を行っている事業主について、2022年度現前所得税の計算は以下の通りである:

現物給付期間	雇用主		従業員
	免除	課税対象	
2021年10月1日 —2021年12月31日	NDE	X	課税対象外
2022年1月1日 —2022年12月31日	DE	控除した場合	課税対象及び確定申告に報告
	DE	控除しない場合	課税対象、自己確定申告の時に報告し、未払所得税
2023年1月から	DE	源泉所得税を控除する	課税対象、確定申告に報告

- 2022年1月1日以降に開始する2022会計年度、例えば2022年4月1日に開始する会計年度及び2023年3月31日に終了する会計年度について、2022会計年度の現物給付に対する源泉所得税については、次の規制が適用される:

現物給付期間	雇用主		従業員
	免除	課税対象	
2022年4月前	NDE	X	課税対象外
2022年4月1日、2023年3月31日	DE	控除した場合	課税対象及び確定申告に報告
	DE	控除しない場合	課税対象、自己確定申告の時に報告し、未払所得税

政府規制 2022年 第 44 号の概要

商品・サービスに対する付加価値税、贅沢品付加価値税の適用について 以前の規制における変化

約款	政府規制2012年第1号・ 2021年第9号	政府規制2022年 第44号
贅沢品及び又は付加価値税に対する責任に関して 付加価値税および/または贅沢品付加価値税に対する相互責任について	<p>以下の場合、バイヤー又はサービスの受益者に対する相互責任は適用されない</p> <ol style="list-style-type: none"> 納税義務は商品及び販売者又は役務提供者から徴収することができる: 納税すべき税金を商品の販売者又はサービス提供者から徴収できる場合、又は 課税対象品(BKP)の購入者または課税対象サービス(JKP)の受益者は、販売者に対して納税証明書を提示することができる。 	<p>(以前は任意であった要件は累積となる)。以下の両方の条件を満たした場合、買い手又はサービス受益者に対する相互責任が実行される:</p> <ol style="list-style-type: none"> 納税者義務は商品の販売者又は役務提供者から徴収することができない。 課税対象品(BKP)の購入者または課税対象サービス(JKP)の受益者に対して納税証明書を示すことはできない。

約款	政府規制2012年第1号・ 2021年第9号	政府規制2022年 第44号
	相互責任は、税務 (or 租税) 分野の法令の規制に従って、過少納税評価書の発行を通じて請求される。	付加価値税及び/又は贅沢品付加価値税の支払に対して、相互責任を負う購入者またはサービス受益者は、過少納税評価書(SKPKB)または追加過少納税評価(SKPKBT)の発行を待たずに、納税伝票(SSP)を使用して自己査定を通じてそれを履行することができる。
消費的及び生産的な目的の課税対象サービス(JKP)及び/又は課税対象品(BKP)の自己使用に関して	生産目的でのBKP/JKPの自己使用は付加価値税VATの対象ではなく、消費目的では付加価値税VATが課せられる。	生産的目的のための自己使用という用語は削除された。付加価値税VATが支払われる自己使用は、自家生産および自家生産以外の企業家、経営陣または従業員の利益のための使用または利用である。生産的な目的のための自己使用は依然として付加価値税VATの対象ではない。
オークション主催者を通じた課税対象品の提供時の付加価値税VATの徴収手続き。	商品の所有者が発行する税金請求書。商品の所有者が税金請求書を発行しない場合、オークション業者を通じた(課税対象品)BKP納品時の付加価値税VATの徴収は、オークションの勝者がSSPを通じて行う。	従前の規制は削除される。競売者を通じて課税対象品を提出するための付加価値税徴手段は、財務大臣規制(PMK)によってさらに規制される。
BKP/JKP提供時の支払価格または支払価値の一部を含む付加価値税VAT支払額の計算式。	$\frac{10}{110} \times \text{価格又は支払額}$	$\frac{T}{(100\%+T)} \times \text{価格又は支払額}$ Tとは、現在適用している付加価値税の料率を表す(現在11%)
BKP/JKPの提供時の支払価格または支払価値の一部を含むPPnBM支払額の計算式。	$\frac{t}{100+t} \times \text{価格又は支払額}$ tとは、適用した贅沢品の付加価値税の料金を表す。	$\frac{t}{(100\%+T)+t} \times \text{価格又は支払額}$ Tとは、現在適用している付加価値税の料率を表す(現在11%)

従来からの新規条件の追加:

1. 付加価値税及び/又は贅沢品付加価値税を徴収、納税、申告するには他の当事者に任命(第5条)
 - a. 言及されている他の当事者とは電子システム(P M S E)を通じたトレーダー、サービスプロバイダー、及び/又は取引オーガナイザーが含まれる。
 - b. 相手方当事者がVAT法第16A条(徴収義務WAPU、例:BUMN、政府財務官)に規制されているVAT徴収者との取引を行ったり、取引を円滑にしたりする場合、VAT預託および/または報告は、徴収者として任命された他の当事者によって行われる。
2. 付加価値税及び/又は贅沢品付加価値税を徴収、納税、申告するには他の当事者に任命(第5条)
 - a. 債権者による付加価値税支払いは買主への担保の引継ぎという契約による課税財への権利の移転である。
 - b. 担保とは債権者によって引継がれた以下の課税対象商品である:
 - a. 土地関連及び土地に対する抵当権
 - b. 受託者保証
 - c. 抵当権
 - d. 質権
 - e. 他の同様の費用

3. シャリア金融スキームにおける課税対象品の提供は付加価値税の対象外となる(第12条)
 - a. シャリア金融取引スキームを通じた商品の引渡しは、課税対象品(BKP)がそれを引き渡した当事者に返還される限り、付加価値税の対象外となる。
 - b. シャリア取引スキームにおける課税対象品(BKP)の提供が意味するものは、以下の通りである：
 - a. Sukuk (Obligation Syariah)を発行する会社(特別目的会社)からの、および Sukuk からの 課税対象品(BKP) の引渡しを含む、Sukuk 発行に関連した 課税対象品(BKP) の引渡し; および
 - b. シャリア商品市場でのフォローアップ販売を伴う取引メカニズムを有する商品取引所におけるシャリア原則に基づく商品取引スキームにおける課税対象品(BKP)の提供。

4. 一定額の付加価値税(第15条)
 - a. 課税対象事業者：
 - a. 一定の金額を超えない会計年度の事業回転率を有する。
 - b. 一定の事業活動を行う
 - c. 特定の事業活動を行う者及び/又は
 - d. 特定のBKP 及び/又は特定の 課税対象サービス(JKP) (例:財務大臣規制71/2022)を提供する場合、課税対象品(BKP) 及び/又はJKPの引き渡し時支払われるVATを一定額で納付し、預託することができる

 - b. 特定のBKP/JKPが意味するものは以下通りである：
 - a. 課税基盤を拡大するためにVAT対象となるBKP/JKP(例:PMK71/2022で規制されるものである)
 - b. 多くの人々が必要とするBKP

 - c. 上記課税事業者が一定額を用いてBKPを提供する場合
 - a. 本社から支店への移動(又はその逆)、及び/又は
 - b. 支店間の引渡し時には課税事業者はBKPの提出時に、一定額のIDR0.00(ゼロルピア)という形で課税ベースで支払われるVATを徴収する。

規制の経過

1. 政府規制2022年44号(2022年12月2日)の発効以降、政府規制2012年第1号及び第9号 第5条(VATに関する章)の規制は取り消され、既に有効ではないと宣言されている。
2. ただし、政府規制2012年 第1号及び第9号から規制を実施しているすべての法規制、政府規制 2022年 第44号に抵触しない限り、依然として有効であると宣言されている。



For further information on this topic please contact us:

Marwoto
mwt@mucglobal.com

免責事項:このTaxBlitz(日本語版)は、一般的な税務情報の提供のみを目的としており、専門アドバイザーへの相談に代わるものとして使用することは意図していません。この問題についてより詳しいご相談を希望される場合は、弊社チームまでお問い合わせください。

TAX BLITZ is a publication of MUC Consulting to provide our clients, contact, and business relations with information of tax news and latest tax regulation. The materials within are limited to the purpose of providing information and should not be treated similarly as professional advice or basis in formulating strategic business decisions. For subscription of TAX BLITZ, please send your request by email to publishing@mucglobal.com. For more information about MUC Consulting, please visit www.mucglobal.com



Follow us @muconsulting
www.mucglobal.com

